

10月から幼児教育・保育の無償化がスタートします

10月から国の幼児教育・保育の無償化により幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料が無料になります。



【対象】

- ① 3歳児から5歳児 … 所得や保護者の就労状況に関係なく全ての世帯
- ② 0歳児から2歳児 … 住民税非課税世帯

▶問い合わせ先 こども課 (☎ 63-1111 内線 276)

対象施設	無料化の内容	備考
保育所・認定こども園 ※保育認定（2号・3号）を受けている子ども	3歳児から5歳児の保育料無料 (0歳から2歳児は住民税非課税世帯のみが対象)	「延長保育」の利用料は有料
認定こども園 ※教育認定（1号）を受けている子ども	保育料無料 (満3歳児から対象)	「預かり保育」は月額1万1300円までの利用料が無料 (保育が必要と認められる世帯のみ)

- ・教育（1号）認定…満3歳以上の小学校就学前子どもであって、教育のみを受ける子ども
- ・保育（2号）認定…満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども
- ・保育（3号）認定…満3歳未満の保育を必要とする子ども

※実費徴収されている費用（通園送迎費、行事費など）は保護者負担になります

「すこやか子育て支援事業」がますます充実しました

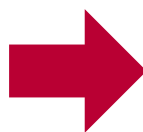


国の幼児教育・保育の無償化に合わせ、10月から市の独自施策である「すこやか子育て支援事業」の「年齢制限」と「所得制限」を廃止し、第2子以降の保育料が無料になります。

市で対象となる児童を判定しますので、申請は原則不要ですが、市外に住所を有し養育している兄弟がいる場合は、申請が必要となります。

【令和元年9月まで】

無料化の範囲	
年齢制限	小学生以下の子どもから数えて、第2子以降
所得制限	市民税所得割課税額が16万9000円未満



【令和元年10月から】

無料化の範囲
第2子以降の保育料無料 (年齢制限と所得制限の廃止)